

銀行振込などによる公売保証金の納付について

●公売保証金をクレジットカードによる納付以外の方法で納付される場合、以下の手順で手続きを進めてください。

1. 手続に入る前に

1. 手続に入る前に長崎県インターネット公売ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関する規約・ガイドラインなどを必ずお読みください。
2. KSI 官公庁オークションのサイトにおいて、ログイン ID の取得や必要な情報の登録などを行い、長崎県インターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加仮申し込みを行った後、この手続を行ってください。
3. 公売参加者が法人の場合、法人名で取得したログイン ID で長崎県インターネット公売の公売物件詳細画面より仮申し込みを行ってください。
4. 公売保証金の納付方法及び金額は公売物件ごとに異なり、公売物件の売却区分ごとに納付が必要となります。

2. 「公売保証金納付書兼還付請求書」の送付

1. 長崎県ホームページから [公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書](#) をダウンロードし、太枠内に記入・押印してください。
注 1: 「公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入した氏名、住所、電話番号、ログイン ID、メールアドレス、口座振替依頼先口座情報は、入札終了後の買受代金の納付又は公売保証金の返還手続の完了まで変更できませんのでご注意ください。
注 2: 買受けを希望される物件の売却区分番号は必ず記入して下さい。
注 3: 印鑑は必ず押してください。捨印も忘れずに押してください。
2. 「公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を執行機関に書留郵便（配達記録等）にて送付してください。

3. 公売保証金の納付

1. 執行機関は、「公売保証金納付書兼還付請求書」を受領した後、「公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入されているメールアドレスあてに、振込先口座などをご案内するためのメールを送信します。このメールは必ず執行機関に受信情報が届くように開いてください。
2. 電子メールの案内にしたがって、以下のいずれかの方法により公売保証金を納付してください（公売物件によっては利用できない方法もあります。）。なお、公売保証金は入札開始日の 2 開庁日前までに執行機関が確認できるように納付してください。

執行機関が納付を確認できない場合、入札することができませんので御注意ください。

ア 銀行振込

- ・ 公売保証金を振り込んだ日から執行機関が納付を確認するまで 3 開庁日程度要することがあります。
- ・ 振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。

イ 現金書留による送付

- ・ 現金書留の郵送料等は公売参加申込者の負担となります。
- ・ 現金書留の損害要償額は 50 万円までです。

ウ 現金または銀行振出小切手の直接持参

- ・ 小切手は、電子交換所に加入する銀行が振り出したもので、かつ振出日から起算して 8 日を経過していないものに限ります。
- ・ 受付時間は、平日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までです。

4. 公売保証金の返還

1. 落札者（最高価申込者）以外の方が納付した公売保証金は、入札終了後に返還しません。
2. 公売保証金を納付した物件の公売が中止された場合やインターネット公売全体が中止となった場合、公売保証金は返還します。
3. 保証金が返還される場合は、あらかじめ指定した公売参加申込者名義の金融機関の預金口座へ執行機関から振り込まれます。上記 1 又は 2 の場合、返還まで、入札終了後 4 週間程度要することがあります。
4. 公売参加申込後、入札をしない場合にも、公売保証金の返還時期は入札期間終了後となります。
5. 国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する公売参加申込者の公売保証金は返還しません。